

制度名	災害等廃棄物処理事業費補助金（国事業）		主管課名	廃棄物対策課・ 企画調整 G	
			問合せ先	029-301-3020	
目的・趣旨	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することを目的とする。				
<p>[対象団体] 市町村、一部事務組合</p> <p>[対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害起因のもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 (2) 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 (3) 仮設便所、集団避難所等から排出したし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る。) (4) 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○ 災害起因でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分 <p>[補助要件等]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業費 <ul style="list-style-type: none"> 指定市及び指定市を含む一部事務組合：事業費 80 万円以上 市町村及び指定市を含まない一部事務組合：事業費 40 万円以上 (2) 災害起因の場合、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大 24 時間雨量が 80mm 以上になるもの ○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの ○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等 (3) 災害起因でない場合、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ○1 市町村（1 一部事務組合）における処理量が 150m³ 以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものを除く 等 <p>[対象経費]</p> <p>労務費、自動車・船舶・機械器具の借料及び燃料費、機械器具の修繕費、し尿及びごみの処分に必要な薬品費、処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費、自動車購入費、条例に基づき算定された手数料、委託料、家電リサイクル法の対象となる家電製品の処理に関する費用</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額の設定なし</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
災害等廃棄物処理事業費補助金		1/2	—	1/2	—
〔令和 3 年度当初予算額〕 — 千円		〔令和 3 年度補助対象団体〕 — 団体			
<p>[備考]</p> <p>被災市町村は、地方負担分の 80%について特別交付税措置が受けられる。 なお、激甚災害に指定され、財政負担が一定の水準を超える場合、残りの 20%について、災害対策債の起債が可能になり、その元利償還金の 57%が特別交付税措置される。</p>					